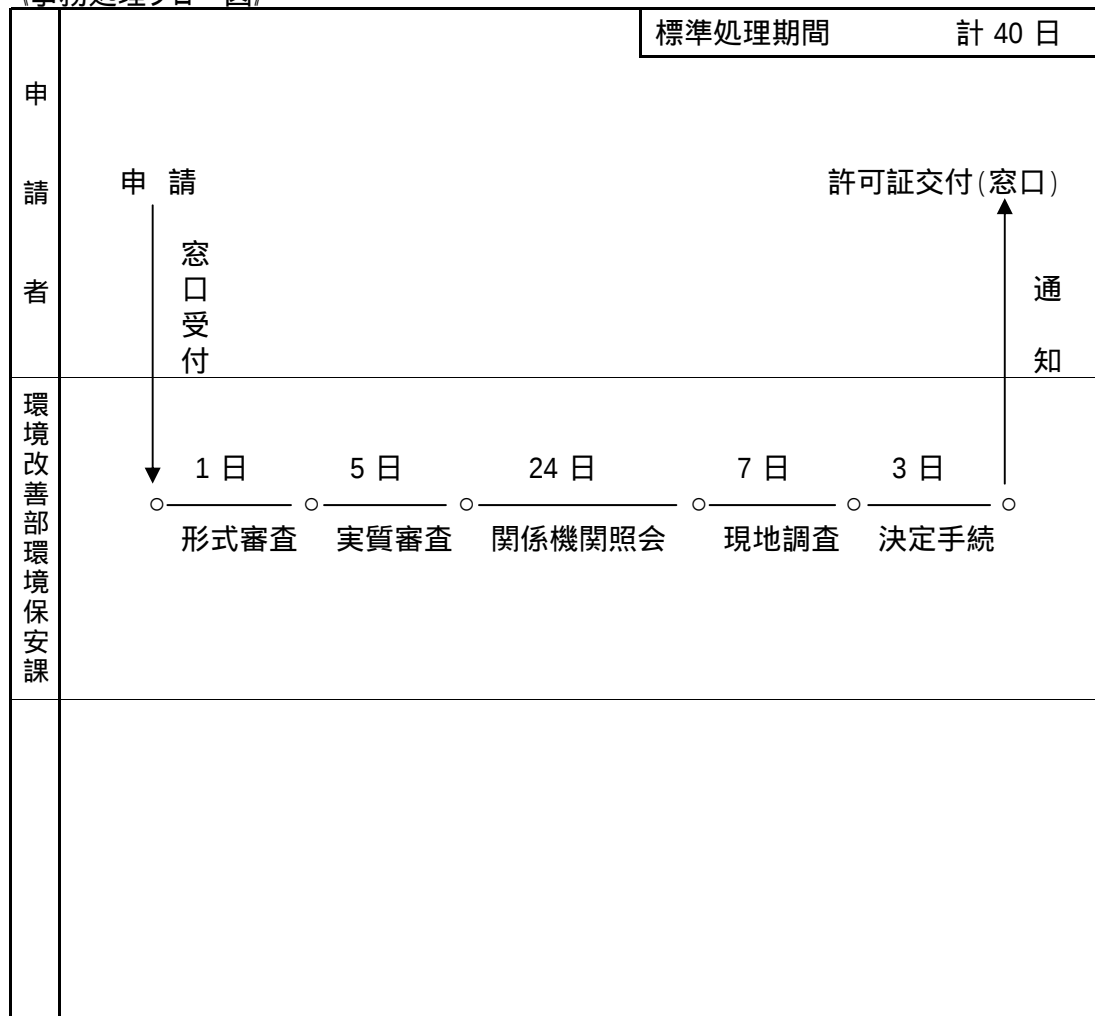


(様式 - 1)

事務処理フロー

事務名 猟銃等製造(販売)許可

《事務処理フロー図》



(平成17年8月1日更新)

口 一 図

作成部署 環境局環境改善部環境保安課 電話42 - 481

《事務処理フロー図の説明》

項 番	項 目	説 明
1	形 式 審 査	提出された申請書に記載漏れがないかどうか、添付書類がそろっているかどうかを審査します。
2	実 質 審 査	申請書の内容について審査基準(武器等製造法)を満たしているかどうかを審査します。
3	関 係 機 関 照 会	申請者について警視庁銃器対策課及び市町村の戸籍担当課に文書で欠格事由等を照会します。
4	現 地 調 査	申請書の内容について現地調査を行い、申請書に記載されている現況について調査・確認をします。
5	決 定 手 続	審査・調査結果に基づき起案し、許可の可否について決定します。また、決定後警視庁に通報します。
6	許 可 証 交 付	申請者に通知します。(電話連絡)